

が陸奥に来てそれぞれ岩城氏、相馬氏、神谷氏、四倉氏などその土地土地で勢力を張っていたことがわかる。新妻一族がこの流れを汲んでいることは十分に考えられることである。一部の伝記（『縁山志』や『磐城志料』）には葛西三郎清重の四男新妻隠岐守朝重の流れとあるが、葛西家の家紋は三つ柏（千鹿野茂『日本家紋総監』角川書店、平成五年、二二一頁）であり、奥州では滅亡の道をたどっていることから史実としては認めがたい点もある。

●第二節 出家とその背景

祐天は十二歳のとき出家した。『略記』によれば狐が三回鳴いたことを祖母が「嘉瑞」として、もし出家したならば「ス則声達セン異朝ニ一発ニ」センコトハノ其功名ヲ者真俗ヲ両ナガラ得也タリ」と言つて出家を勧めたことによるのである。

この祖母は妙光尼と言うからすでに出家の身であつた。そして、縁山に祐天を手引きした伯父も道法という僧であり、縁山塔頭たつちゆう壽光院の休波も師の伯父（『行状記』には父重政の弟とする）である。道法なる者がどこの寺院に属していたかは不明であるが、祐天の周囲には多くの出家者がいたことになる。

いわきという地が信仰に厚い地域性を持つことはすでに述べたが、その当時のいわき周辺の生活などの状況はどうであつたのであろうか。祐天はしばらく子のなかつた両親から生ま

れているのであるから当然嫡男である。両親はどのような気持ちで祐天を出家させたのであろうか。

いわき周辺は徳川の治世となつて、まず鳥居氏が岩城十二万石を領し、元和八年に鳥居氏が山形に転封されると内藤氏が七万石を領した。祐天の生まれ育つた頃は、二代内藤忠興の時代であつた。この頃は家臣に知行地をあてがう知行制を敷いている。

寛永十五年（祐天誕生の翌年）になると総検地が行われた。『いわき市史』（二、昭和五十年、七四頁）によれば、忠興は厳しい年貢の取り立てを代官に命令している。例えば、忠興からの書状より、寛永十九年代官は農家の宿にいて年貢の納方を注意するよう求め、正保元年未進は代官ばかりでなく名主・小百姓からも書付を取ること、慶安元年には百姓をかばつて未進させてはならないと再三にわたつて指示している。一方、国もとでは寛永十六年未進のために身売りしたが人身売買は法度のため奉公としたこと、寛永十八年未進は思いのほかあるので未進者を水牢に入れ催促したことなどが報告されている。

四倉周辺は漁師町で鰹や海苔が特産として知られている（『全国の伝承江戸時代人づくり風土記聞き書きによる知恵シリーズ』（7、ふるさとの人と知恵福島、一九九〇、三八二頁）が、特にせり駒役という税もかけられていた。

当時の祐天の父、新妻重政の仕事の内容については明らかでない（『御伝記』には百姓とある）が、その名前から官権側の人であつたことが想像されるのである。百姓ならこのような

厳しい年貢の取り立ての中、一人でも労働力の欲しいところであろう。しかしながら身内に多くの出家者を出し、また嫡男をも出家させたとすれば、忠興の治世に対し農民をかばった代官クラスの間管理職的役職であったと推察されるのである。祐天は出家するまでにこのような父母の思想を見聞きしてきたのであろう。そのことが、のちに菩提寺を多額の費用をかけて再興し、両親の墓を作ったことにつながっていくものと考えうるのである。

この出家の背景は推測の域を出ないわけであるが、この片田舎の漁師町に生まれた少年は近くの名越派の寺院ではなく、伯父のつてをたどって遠く離れた大檀林増上寺へと向かったのである。

●第三節 檀通上人への隨身時代

第一項 祐天の入寺

『略記』によれば祐天は十二歳にして増上寺塔頭壽光院休波のもとに連れられ、休波は「与^{ヘテ}之^{レラ}于会下豪傑明誉檀通上人^ニ而為^ト弟子^ト」したのである。

しかしながら寛永九年の「所化入寺掟之事」（『増上寺史料集』一、昭和五十八年、一一八頁）によれば、「十五歳已^レ前者無用之事」とあり、十五歳未満の者は入れないこととなってい